端末設備等の接続の技術的条件

目　　次

第１章　総則
　第１条　目的
　第２条　定義

第２章　メタリックインタフェースを用いる端末等
　第１節　メタリックインタフェースを用いるアナログ端末
　第３条　電気的条件等

　第２節　第１節以外のメタリックインタフェースを用いるアナログ端末
　第４条　ノーリンギング通信端末等
　第５条　信号監視通信サービスセンタ用端末等及び信号監視通信サービス端末等

　第３節　メタリックインタフェースを用いるディジタル端末等
　第６条　電気的条件等

　第４節　第３節以外のメタリックインタフェースを用いるディジタル端末等
　第７条　ＩＰ通信網サービス端末等
　第８条　データコネクト端末等

第３章　同軸インタフェースを用いる端末等
　第９条　電気的条件等

第４章　光インタフェースを用いる端末等
　第１節　光インタフェースを用いる端末等
　第１０条　光学的条件

　第２節　第１節以外の光インタフェースを用いる端末等
　第１１条　ＩＰ通信網サービス端末等
　第１２条　データコネクト端末等

第５章　ＳＦＰ＋インタフェースを用いる端末等
　第１３条　電気的条件等
　第１４条　音声利用ＩＰ通信網サービス用端末等

別表

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条件は、電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号（以下「法」という。））第５２条第１項、第７０条第１項及び端末設備等規則（昭和６０年郵政省令第３１号）第３５条（同第３６条で準用する場合を含みます。）の規定に基づき、東日本電信電話株式会社（以下「当社」といいます。）の事業用電気通信回線設備に接続される端末設備等の接続の技術的条件を定めることを目的とします。

（定義）

第２条　この条件に使用する用語の解釈については、次の定義に従います。

（１）　専用回線　特定の利用者間に設置される専用の伝送路設備及びその附属設備

（２）　専用回線端末等　当社の専用回線に接続する端末設備又は自営電気通信設備

（３）　データ伝送設備　主としてデータ伝送の用に供することを目的とする電気通信回線設備

（４）　専用回線等端末等　当社の専用回線又はデータ伝送設備に接続する端末設備又は自営電気通信設備

（５）　アナログ専用回線等端末等　アナログ信号を入出力する専用回線等端末等

（６）　ディジタル専用回線等端末等　ディジタル信号を入出力する専用回線等端末等

（７）　ノーリンギング通信　アナログ電話用設備を利用してセンタ用端末等から電話機のベルを鳴動させることなくメータ用端末等を起動し、検針データ等をセンタ用端末等へ伝送するための通信

（８）　ノーリンギング通信設備　アナログ電話用設備を利用してセンタ用端末等から電話機のベルを鳴動させることなくメータ用端末等を起動し、検針データ等をセンタ用端末等へ伝送するための電気通信回線設備

（９）　センタ用端末等　当社のノーリンギング通信設備に接続して、メータ用端末等との間で検針データ等の送受信を行う端末設備又は自営電気通信設備

（１０）　メータ用端末等　当社のノーリンギング通信設備に接続して、センタ用端末等との間で検針データ等の送受信を行う端末設備又は自営電気通信設備

（１１）　ノーリンギング通信端末等　センタ用端末等及びメータ用端末等の総称

（１２）　ノーリンギング呼び出し信号　電話機のベルを鳴動させることなくメータ用端末等を呼び出すために、ノーリンギング通信設備が送出する監視信号

（１３）　信号監視通信サービス用設備　アナログ電話用設備を利用して信号監視通信サービス端末等から送出される監視信号の有無を監視し、その状態変化を信号監視通信サービスセンタ用端末等に通知するための電気通信回線設備

（１４）　信号監視通信サービス端末等　当社の信号監視通信サービス用設備に接続して監視信号を送信する端末設備又は自営電気通信設備

（１５）　信号監視通信サービスセンタ用端末等　当社の信号監視通信サービス用設備に接続して監視信号の状態変化情報を受信する端末設備又は自営電気通信設備

（１６）　ＩＰ通信網サービス用設備　主としてデータを伝送することを目的として、ディジタル信号により符号の伝送を行うための電気通信回線設備

（１７）　ＩＰ通信網サービス端末等　当社のＩＰ通信網サービス用設備に接続する端末設備又は自営電気通信設備

（１８）　映像通信網サービス用設備　主として映像信号を伝送することを目的として、特定の利用者間に設置される専用の伝送路設備及びその附属設備

（１９）　映像通信網サービス端末等　当社の映像通信網サービス用設備に接続する端末設備又は自営電気通信設備

（２０）　ヘッドエンド　映像通信網サービス端末等であって、ヘッドエンド（有線テレビジョン放送法施行規則（昭和４７年郵政省令第４０号）第２条に規定する「ヘッドエンド」をいいます。）に該当するもの

（２１）　音声利用ＩＰ通信網サービス用設備　主として通話、映像及び符号を統合して伝送交換することを目的として、電気通信番号規則（平成９年郵政省令第８２号）第９条第１項第１号に規定する電気通信番号を用いてインターネットプロトコルにより伝送交換を行う電気通信回線設備

（２２）　音声利用ＩＰ通信網サービス用端末等　当社の音声利用ＩＰ通信網サービス用設備に接続する端末設備又は自営電気通信設備

（２３）　データコネクト用設備　音声利用ＩＰ通信網サービス用設備であってデータ伝送の用に供することを目的とするもの

（２４）　データコネクト端末等　音声利用ＩＰ通信網サービス用端末等であってデータコネクト用設備に接続するもの

第２章　メタリックインタフェースを用いる端末等

第１節　メタリックインタフェースを用いるアナログ端末等

（電気的条件等）

第３条　メタリックインタフェースを用いるアナログ専用回線等端末等のうち、別表第１号及び第２号に示す各サービスの電気的条件等については、同表のとおりとします。

第２節　第１節以外のメタリックインタフェースを用いるアナログ端末等

（ノーリンギング通信端末等）

第４条　センタ用端末等については、端末設備等規則第１０条から第１５条までを準用します。また、メータ用端末等については同第１３条第２項第１号及び第２号並びに第３項、第１４条並びに第１５条までを準用します。

２　メータ用端末等のノーリンギング呼び出し信号受信時及びノーリンギング通信時における直流回路の直流抵抗値は、複数のメータ用端末等が接続されている場合であっても、３０Ｖ以上５３Ｖ以下の極性反転電圧で測定した値で、４ｋΩ以上でなければなりません。

（信号監視通信サービスセンタ用端末等及び信号監視通信サービス端末等）

第５条　信号監視通信サービスセンタ用端末等については、端末設備等規則第１０条から第１５条までを準用します。また、信号監視通信サービス端末等については、同第１０条から第１３条、第１４条（ただし本条第２項別表第３号の監視信号を停止した場合）および第１５条を準用します。

２　信号監視通信サービス端末等の監視信号を送出する場合は、別表第３号の条件に適合しなければなりません。

第３節　メタリックインタフェースを用いるディジタル端末等

（電気的条件等）

第６条　メタリックインタフェースを用いるディジタル専用回線等端末等のうち、別表第４号、第５号、第６号、第7号に示す各サービス及びインタフェース種別の電気的条件等については同表のとおりとします。

また、同表で規定する場合を除き、電気通信回線に対して直流電圧を加えてはなりません。

第４節　第３節以外のメタリックインタフェースを用いるディジタル端末等

（ＩＰ通信網サービス端末等）

第７条　メタリックインタフェースを用いるＩＰ通信網サービス端末等のうち、ＩＰ通信網サービスメニュー１の基本的機能及び発信の機能等については、端末設備等規則第３４条の２、第３４条の３及び第３４条の７を準用します。

（データコネクト端末等）

第８条　メタリックインタフェースを用いるデータコネクト端末等の基本的機能及び発信の機能等については、端末設備等規則第３２条の２、第３２条の３、第３２条の４、第３２条の７を準用します。

第３章　同軸インタフェースを用いる端末等

（電気的条件等）

第９条　同軸インタフェースを用いる専用回線等端末等のうち、別表第８号に示す各サービス及びインタフェース種別の電気的条件等については同表のとおりとします。

また、同表で規定する場合を除き、電気通信回線に対して直流電圧を加えてはなりません。

第４章　光インタフェースを用いる端末等

第１節　光インタフェースを用いる端末等

（光学的条件）

第１０条　光インタフェースを用いる専用回線等端末等のうち、別表第９号に示す各サービス及びインタフェース種別の光学的条件については同表のとおりとします。

第２節　第１節以外の光インタフェースを用いる端末等

（ＩＰ通信網サービス端末等）

第１１条　光インタフェースを用いるＩＰ通信網サービス端末等のうち、ＩＰ通信網サービスメニュー１の基本的機能及び発信の機能等については、端末設備等規則第３４条の２、第３４条の３及び第３４条の７を準用します。

（データコネクト端末等）

第１２条　光インタフェースを用いるデータコネクト端末等の基本的機能及び発信の機能等については、端末設備等規則第３２条の２、第３２条の３、第３２条の４、第３２条の７を準用します。

第５章　ＳＦＰ＋インタフェースを用いる端末等

（電気的条件等）

第１３条　ＳＦＰ＋インタフェースを用いるＩＰ通信網サービス端末等及び音声利用ＩＰ通信網サービス用端末等のうち、別表第１０号に示す各サービス及びインタフェース種別の電気的条件等については同表のとおりとします。

（音声利用ＩＰ通信網サービス用端末等）

第１４条　音声利用ＩＰ通信網サービス用端末等の基本的機能等については、端末設備等規則第３２条の２から第３２条の６、第３２条の８、第３２条の９を準用します。

別表第１号　送出電力等について条件を規定するアナログ専用回線等端末等

品名	周波数帯域	送出電力、送出電流、送出電圧等の条件	特殊な直流使用（重畳）
第１種映像伝送サービス（音声端末）	――	送出電力： －１０ｄＢｍ （プログラムレベル） 以下	直流電圧を加えないこと
映像データ通信網サービス（音声端末）	――	送出電圧： ２５０ｍＶｒｍｓ （最大レベル）以下	直流電圧を加えないこと
映像データ通信網サービス（制御端末）	――	端末設備等規則第３４条の８第１項に基づく平成２３年総務省告示第８７号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件）第四号を準用	――

注１　プログラムレベルとは、放送中における平均的なレベル（実効値）をいいます。
２　送出電力は、平衡６００Ωのインピーダンスを接続して測定した値とします。
３　映像データ通信網サービス（音声端末）に準拠するものの送出電圧は、不平衡１２ｋΩのインピーダンスを接続して測定した値とします。

別表第２号　特殊な直流使用（重畳）を認めるアナログ専用回線等端末等

品名	送出電力、送出電流、送出電圧等の条件	特殊な直流使用（重畳）	漏話減衰量
一般専用サービスの帯域品目（３．４ｋＨｚ） 一般専用サービスの帯域品目（音声伝送）	端末設備等規則第３４条の８第１項に基づく平成２３年総務省告示第８７号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件）第一号を準用	加入区域内に終始する回線に限り端末設備等規則第３４条の８第２項に基づく平成２３年総務省告示第８７号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件）第一号を準用	端末設備等規則第３４条の９を準用

別表第３号　監視信号の電気的条件

項　目	許容範囲
送出電力	－３５ｄＢｍ（平均レベル）以下
周波数	７．８１２５ｋＨｚ±１％

注１　平均レベルとは、信号監視通信サービス端末等の使用状態における平均的なレベル（実効値）をいいます。
２　送出電力は、平衡６００Ωのインピーダンスを接続して測定した値とします。

別表第４号　メタリックインタフェース（ディジタル）を用いる一般専用サービスの符号品目（５０ｂ／ｓ）の電気的条件

品　　名	通信速度又はパルス幅	送出電流及び送出電圧
５０ｂ／ｓ	特殊な直流使用以外の場合 ５０ｂ／ｓ以下	送出電流　２３ｍＡ以下 送出電圧（対地）　５０Ｖ以下
	特殊な直流使用の場合 ｍｓ単位で表した通信符号中のパルス幅の数値は２０以上で、かつ ｍＡ単位で表した送出電流の数値以上	送出電流　４５ｍＡ以下 送出電圧（線間）　１００Ｖ以下 送出電圧（対地）　５０Ｖ以下

注１　５０ｂ／ｓにおける送出電圧は、回路開放時においても適用します。
２　送出電流は、回路短絡時の電流値とします。

別表第５号　メタリックインタフェース（ディジタル）を用いる高速ディジタル伝送サービス（Ｙインタフェースを用いる場合）の電気的条件

品　　名	送　出　電　圧	開　放　電　圧
６４ｋｂ／ｓ	１．４４Ｖ（Ｐ－Ｐ値）以下	２．５Ｖ（Ｐ－Ｐ値）以下
１９２ｋｂ／ｓ	６Ｖ（Ｐ－Ｐ値）以下	６Ｖ（Ｐ－Ｐ値）以下
３８４ｋｂ／ｓ		
７６８ｋｂ／ｓ		
１．５Ｍｂ／ｓ		
３Ｍｂ／ｓ		
６Ｍｂ／ｓ		

注　送出電圧は、１１０Ωの負荷抵抗に対する値とします。

別表第６号　メタリックインタフェース（ディジタル）を用いるＩＰ通信網サービスメニュー４及び
ＤＳＬ等接続専用サービスの電気的条件

<table>
<tr><th>方式名</th><th>ＰＳＤマスク</th></tr>
<tr><td>ITU-T勧告
G.992.1(G.dmt) Amendment1
Annex C
G.992.1(G.dmt) Amendment1
Annex I
に準拠するADSL方式

T1 TR-59：CAP ADSL (FDM)方式

DSL-SM-6方式
DSL-SM-61方式
DSL-SM-63方式</td><td>
<table>
<tr><th>周波数：f(kHz)</th><th>ＰＳＤ(dBm/Hz)</th></tr>
<tr><td>0 ～ 4</td><td>-97.5</td></tr>
<tr><td>4 ～ 25.875</td><td>$-92.5+21.5 \times \log_2(f/4)$</td></tr>
<tr><td>25.875 ～ 138</td><td>-34.5</td></tr>
<tr><td>138 ～ 307</td><td>$-34.5-48 \times \log_2(f/138)$</td></tr>
<tr><td>307 ～ 1221</td><td>-90</td></tr>
<tr><td>1221 ～ 11040</td><td>-90以下</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>ITU-T勧告
G.992.5 Annex A
に準拠するADSL方式</td><td>
<table>
<tr><th>周波数(kHz)</th><th>ＰＳＤ(dBm/Hz)</th><th>測定帯域幅</th></tr>
<tr><td>0</td><td>-97.5</td><td>100Hz</td></tr>
<tr><td>4</td><td>-97.5</td><td>100Hz</td></tr>
<tr><td>4</td><td>-92.5</td><td>100Hz</td></tr>
<tr><td>10</td><td>interpolated</td><td>10kHz</td></tr>
<tr><td>25.875</td><td>-34.5</td><td>10kHz</td></tr>
<tr><td>138</td><td>-34.5</td><td>10kHz</td></tr>
<tr><td>243</td><td>-93.2</td><td>10kHz</td></tr>
<tr><td>686</td><td>-100</td><td>10kHz</td></tr>
<tr><td>1411</td><td>-100</td><td>1MHz</td></tr>
<tr><td>1630</td><td>-110</td><td>1MHz</td></tr>
<tr><td>5275</td><td>-112</td><td>1MHz</td></tr>
<tr><td>12000</td><td>-112</td><td>1MHz</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>方式名</th><th>ＰＳＤマスク</th></tr>
<tr><td>DSL-SM-1方式</td><td>
<table>
<tr><th>周波数：f(kHz)</th><th>ＰＳＤ(dBm/Hz)</th></tr>
<tr><td>0 ～ 4</td><td>-97.5,0-4kHz幅の電力は+15dBrnを超えない</td></tr>
<tr><td>4 ～ 13</td><td>-92.5+5.556ｘ(f-4)</td></tr>
<tr><td>13 ～ 19</td><td>-42.5+1.0ｘ(f-13)</td></tr>
<tr><td>19 ～ 81</td><td>-36.5</td></tr>
<tr><td>81 ～ 87</td><td>-36.5-1.0×(f-81)</td></tr>
<tr><td>87 ～ 90</td><td>-42.5-1.833×(f-87)</td></tr>
<tr><td>90 ～ 114</td><td>-48</td></tr>
<tr><td>114 ～ 167</td><td>-48-0.4906×(f-114)</td></tr>
<tr><td>167 ～ 175</td><td>-74-1.5×(f-167)</td></tr>
<tr><td>175 ～ 270</td><td>-86</td></tr>
<tr><td>270 ～ 290</td><td>-86-0.2×(f-270)</td></tr>
<tr><td>290 ～ 1221</td><td>-90</td></tr>
<tr><td>1221 ～ 1630</td><td>-90peak値,[f,f+1MHz]幅の窓をかけた電力最大値が
(-90-48×$\log_2$(f/1221)+60)dBm</td></tr>
<tr><td>1630 ～ 11040</td><td>-90peak値,[f,f+1MHz]幅の窓をかけた電力最大値が　-50dBm</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>DSL-SM-8方式</td><td>
<table>
<tr><th>周波数：f(kHz)</th><th>ＰＳＤ(dBm/Hz)</th></tr>
<tr><td>0 ～ 4</td><td>-97.5,0-4kHz幅の電力は+15dBrnを超えない</td></tr>
<tr><td>4 ～ 13</td><td>-92.5+5.778×(f-4)</td></tr>
<tr><td>13 ～ 19</td><td>-40.5+1.0ｘ(f-13)</td></tr>
<tr><td>19 ～ 81</td><td>-34.5</td></tr>
<tr><td>81 ～ 87</td><td>-34.5-1.0×(f-81)</td></tr>
<tr><td>87 ～ 90</td><td>-40.5-1.833×(f-87)</td></tr>
<tr><td>90 ～ 114</td><td>-46</td></tr>
<tr><td>114 ～ 167</td><td>-46-0.4906×(f-114)</td></tr>
<tr><td>167 ～ 175</td><td>-70-1.5×(f-167)</td></tr>
<tr><td>175 ～ 270</td><td>-84</td></tr>
<tr><td>270 ～ 290</td><td>-84-0.3×(f-270)</td></tr>
<tr><td>290 ～ 1221</td><td>-90</td></tr>
<tr><td>1221 ～ 1630</td><td>-90peak値,[f,f+1MHz]幅の窓をかけた電力最大値が
(-90-48×$\log_2$(f/1221)+60)dBm</td></tr>
<tr><td>1630 ～ 11040</td><td>-90peak値,[f,f+1MHz]幅の窓をかけた電力最大値が　-50dBm</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>方式名</th><th>ＰＳＤマスク</th></tr>
<tr><td>DSL-SM-9方式</td><td>
<table>
<tr><th>周波数：f(kHz)</th><th>ＰＳＤ(dBm/Hz)</th></tr>
<tr><td>0 ～ 4</td><td>-97.5,0-4kHz幅の電力は+15dBrnを超えない</td></tr>
<tr><td>4 ～ 17</td><td>-92.5+4.0×(f-4)</td></tr>
<tr><td>17 ～ 24</td><td>-40.5+0.8571 x (f-17)</td></tr>
<tr><td>24 ～ 87</td><td>-34.5</td></tr>
<tr><td>87 ～ 94</td><td>-34.5-0.8571×(f-87)</td></tr>
<tr><td>94 ～ 97</td><td>-40.5-1.833×(f-94)</td></tr>
<tr><td>97 ～ 122</td><td>-46</td></tr>
<tr><td>122 ～ 181</td><td>-47-0.4576×(f-122)</td></tr>
<tr><td>181 ～ 190</td><td>-73-1.333×(f-181)</td></tr>
<tr><td>190 ～ 280</td><td>-85</td></tr>
<tr><td>280 ～ 320</td><td>-85-0.125×(f-280)</td></tr>
<tr><td>320 ～ 1221</td><td>-90</td></tr>
<tr><td>1221 ～ 1630</td><td>-90peak値,[f,f+1MHz]幅の窓をかけた電力最大値が
(-90-48×$\log_2$(f/1221)+60)dBm</td></tr>
<tr><td>1630 ～ 11040</td><td>-90peak値,[f,f+1MHz]幅の窓をかけた電力最大値が　-50dBm</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>DSL-SM-10方式</td><td>
<table>
<tr><th>周波数：f(kHz)</th><th>ＰＳＤ(dBm/Hz)</th></tr>
<tr><td>0 ～ 4</td><td>-97.5,0-4kHz幅の電力は+15dBrnを超えない</td></tr>
<tr><td>4 ～ 19.5</td><td>-92.5+3.2903 x (f-4)</td></tr>
<tr><td>19.5 ～ 29.5</td><td>-41.5+0.6 x (f-19.5)</td></tr>
<tr><td>29.5 ～ 112.5</td><td>-35.5</td></tr>
<tr><td>112.5 ～ 122.5</td><td>-35.5-0.6×(f-112.5)</td></tr>
<tr><td>122.5 ～ 125</td><td>-41.5-3×(f-122.5)</td></tr>
<tr><td>125 ～ 166</td><td>-49</td></tr>
<tr><td>166 ～ 248</td><td>-49-0.3415×(f-166)</td></tr>
<tr><td>248 ～ 258</td><td>-77-1.05×(f-248)</td></tr>
<tr><td>258 ～ 360</td><td>-87.5</td></tr>
<tr><td>360 ～ 400</td><td>-87.5-0.0625×(f-360)</td></tr>
<tr><td>400 ～ 1221</td><td>-90</td></tr>
<tr><td>1221 ～ 1630</td><td>-90peak値,[f,f+1MHz]幅の窓をかけた電力最大値が
(-90-48×$\log_2$(f/1221)+60)dBm</td></tr>
<tr><td>1630 ～ 11040</td><td>-90peak値,[f,f+1MHz]幅の窓をかけた電力最大値が　-50dBm</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>方式名</th><th>ＰＳＤマスク</th></tr>
<tr><td>DSL-SM-11方式</td><td>
<table>
<tr><th>周波数：f(kHz)</th><th>ＰＳＤ(dBm/Hz)</th></tr>
<tr><td>0 ～ 4</td><td>-97.5,0-4kHz幅の電力は+15dBrnを超えない</td></tr>
<tr><td>4 ～ 21</td><td>-92.5+2.9118×(f-4)</td></tr>
<tr><td>21 ～ 38</td><td>-43+0.3529 x (f-21)</td></tr>
<tr><td>38 ～ 162</td><td>-37</td></tr>
<tr><td>162 ～ 176</td><td>-37-0.4286×(f-162)</td></tr>
<tr><td>176 ～ 183</td><td>-43-1.4286×(f-176)</td></tr>
<tr><td>183 ～ 256</td><td>-53</td></tr>
<tr><td>256 ～ 376</td><td>-53-0.2417×(f-256)</td></tr>
<tr><td>376 ～ 392</td><td>-82-0.5×(f-376)</td></tr>
<tr><td>392 ～ 1221</td><td>-90</td></tr>
<tr><td>1221 ～ 1630</td><td>-90peak値,[f,f+1MHz]幅の窓をかけた電力最大値が
$(-90-48\times\log_2(f/1221)+60)$dBm</td></tr>
<tr><td>1630 ～ 11040</td><td>-90peak値,[f,f+1MHz]幅の窓をかけた電力最大値が　-50dBm</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>DSL-SM-7方式</td><td>
<table>
<tr><th>周波数：f(kHz)</th><th>ＰＳＤ(dBm/Hz)</th></tr>
<tr><td>0 ～ 4</td><td>-97.5</td></tr>
<tr><td>4 ～ 25.875</td><td>$-92.5+21.5\times\log_2(f/4)$</td></tr>
<tr><td>25.875 ～ 138</td><td>-34.5</td></tr>
<tr><td>138 ～ 210</td><td>$-34.5-95.0\times\log_2(f/138)$</td></tr>
<tr><td>210 ～ 686</td><td>$10\times\log_{10}(0.05683\times(1000\times f)^{(-1.5)})$</td></tr>
<tr><td>686 ～ 11040</td><td>-100以下</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>2B1Q SDSL方式（392kbaud）</td><td>
<table>
<tr><th>周波数：f(kHz)</th><th>ＰＳＤ(dBm/Hz)</th></tr>
<tr><td>0 ～ 196</td><td>-37.0</td></tr>
<tr><td>196 ～ 1960</td><td>$-37.0-24\times\log_2(f/196)$</td></tr>
<tr><td>1960以上</td><td>-117.0</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>2B1Q SDSL方式　（1160kbaud）</td><td>
<table>
<tr><th>周波数：f(kHz)</th><th>ＰＳＤ(dBm/Hz)</th></tr>
<tr><td>0 ～ 485</td><td>-41.5</td></tr>
<tr><td>485 ～ 4850</td><td>$-41.5-24\times\log_2(f/485)$</td></tr>
<tr><td>4850以上</td><td>-121.5</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

方式名	ＰＳＤマスク
DSL-SM-47方式 DSL-SM-48方式 DSL-SM-50方式	FEXTビットマップ NEXTビットマップ

FEXTビットマップ

周波数(kHz)	ＰＳＤ(dBm/Hz)	測定帯域幅
0	-97.5	100Hz
4	-97.5	100Hz
4	-92.5	100Hz
10	interpolated	10kHz
25.875	-37.5	10kHz
276	-37.5	10kHz
493.45	-97.9	10kHz
686	-100	10kHz
1411	-100	1MHz
1630	-110	1MHz
5275	-112	1MHz
12000	-112	1MHz

NEXTビットマップ

周波数(kHz)	ＰＳＤ(dBm/Hz)	測定帯域幅
0	-97.5	100Hz
4	-97.5	100Hz
4	-92.5	100Hz
10	interpolated	10kHz
25.875	-38.8	10kHz
276	-38.8	10kHz
486.91	-97.8	10kHz
686	-100	10kHz
1411	-100	1MHz
1630	-110	1MHz
5275	-112	1MHz
12000	-112	1MHz

<table>
<tr><th>方式名</th><th>ＰＳＤマスク</th></tr>
<tr><td>DSL-SM-97方式
DSL-SM-99方式</td><td>
<table>
<tr><th>周波数(kHz)</th><th>ＰＳＤ(dBm/Hz)</th><th>測定帯域幅</th></tr>
<tr><td>0</td><td>-97.5</td><td>100Hz</td></tr>
<tr><td>4</td><td>-97.5</td><td>100Hz</td></tr>
<tr><td>4</td><td>-92.5</td><td>100Hz</td></tr>
<tr><td>10</td><td>interpolated</td><td>10kHz</td></tr>
<tr><td>25.875</td><td>-37.5</td><td>10kHz</td></tr>
<tr><td>276</td><td>-37.5</td><td>10kHz</td></tr>
<tr><td>493.45</td><td>-97.9</td><td>10kHz</td></tr>
<tr><td>686</td><td>-100</td><td>10kHz</td></tr>
<tr><td>1411</td><td>-100</td><td>1MHz</td></tr>
<tr><td>1630</td><td>-110</td><td>1MHz</td></tr>
<tr><td>5275</td><td>-112</td><td>1MHz</td></tr>
<tr><td>12000</td><td>-112</td><td>1MHz</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>DSL-SM-145方式
DSL-SM-146方式
DSL-SM-148方式
DSL-SM-149方式</td><td>
<table>
<tr><th>周波数(kHz)</th><th>ＰＳＤ(dBm/Hz)</th><th>測定帯域幅</th></tr>
<tr><td>0</td><td>-97.5</td><td>100Hz</td></tr>
<tr><td>4</td><td>-97.5</td><td>100Hz</td></tr>
<tr><td>4</td><td>-92.5</td><td>100Hz</td></tr>
<tr><td>25.875</td><td>-38.6</td><td>10kHz</td></tr>
<tr><td>276</td><td>-38.6</td><td>10kHz</td></tr>
<tr><td>414</td><td>-52.64</td><td>10kHz</td></tr>
<tr><td>651</td><td>-99.66</td><td>10kHz</td></tr>
<tr><td>686</td><td>-100</td><td>10kHz</td></tr>
<tr><td>1411</td><td>-100</td><td>1MHz</td></tr>
<tr><td>1630</td><td>-110</td><td>1MHz</td></tr>
<tr><td>5275</td><td>-112</td><td>1MHz</td></tr>
<tr><td>12000</td><td>-112</td><td>1MHz</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>方式名</th><th>ＰＳＤマスク</th></tr>
<tr><td>DSL-SM-152方式
DSL-SM-155方式</td><td>
<table>
<tr><th>周波数(kHz)</th><th>ＰＳＤ(dBm/Hz)</th><th>測定帯域幅</th></tr>
<tr><td>0</td><td>-97.5</td><td>100Hz</td></tr>
<tr><td>4</td><td>-97.5</td><td>100Hz</td></tr>
<tr><td>4</td><td>-92.5</td><td>100Hz</td></tr>
<tr><td>25.875</td><td>-41.1</td><td>10kHz</td></tr>
<tr><td>276</td><td>-41.1</td><td>10kHz</td></tr>
<tr><td>483</td><td>-60.48</td><td>10kHz</td></tr>
<tr><td>706.63</td><td>-100</td><td>10kHz</td></tr>
<tr><td>1411</td><td>-100</td><td>1MHz</td></tr>
<tr><td>1630</td><td>-110</td><td>1MHz</td></tr>
<tr><td>5275</td><td>-112</td><td>1MHz</td></tr>
<tr><td>12000</td><td>-112</td><td>1MHz</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

注１　G.992.1(G.dmt) Amendment 1 Annex Cに準拠するADSL方式、G.992.1(G.dmt) Amendment 1 Annex Iに準拠するADSL方式、G.992.5 Annex Aに準拠するADSL方式、 T1 TR-59：CAP ADSL (FDM)方式、DSL-SM-6方式、DSL-SM-7方式、DSL-SM-47方式、DSL-SM-48方式、DSL-SM-50方式、DSL-SM-61方式、DSL-SM-63方式、DSL-SM-97方式、DSL-SM-99方式、DSL-SM-145方式、DSL-SM-146方式、DSL-SM-148方式、DSL-SM-149方式、DSL-SM-152方式及びDSL-SM-155方式のＰＳＤは、100Ωの負荷抵抗に対する値とします。

２　DSL-SM-1方式、DSL-SM-8方式、DSL-SM-9方式、DSL-SM-10方式及びDSL-SM-11方式のＰＳＤは、135Ωの負荷抵抗に対する値とします。0-4kHzの総合電力は、600Ωの負荷抵抗に対する値とします。

３　2B1Q SDSL方式のＰＳＤは、135Ωの負荷抵抗に対する値とします。

４　G.992.1(G.dmt) Amendment1 Annex Iに準拠するADSL方式にはDSL-SM-4方式及びDSL-SM-5方式を含むものとします。

別表第７号　メタリックインタフェースを用いる端末等の電気的条件

品名又はインタフェース種別名	送出電圧
IEEE802.3an(10GBASE-T)に準拠するもの	端末設備の送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対して6.2V(P-P)以下
IEEE802.3bz(5GBASE-T/2.5GBASE-T)に準拠するもの	

別表第８号　同軸インタフェースを用いる専用回線等端末等の電気的条件

品名又はインタフェース種別名		送出電力、送出電圧
第１種映像伝送サービス（映像端末） 映像データ通信網サービス （映像端末（コンポジット信号インタフェース））		１．０Ｖ（Ｐ－Ｐ値）以下
映像データ通信網サービス （映像端末（Ｙ／Ｃ信号インタフェース））	Ｙ（輝度信号）	１．０Ｖ（Ｐ－Ｐ値）以下
	Ｃ（色信号）	０．２８６Ｖ（Ｐ－Ｐ値）以下
映像通信網サービス（ヘッドエンド）		８５．５ｄＢμＶ以下
ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｇ７０３－ａに準拠するもの		２．３Ｖ（０－Ｐ値）以下

注１　映像端末、ヘッドエンド及びＴＴＣ標準ＪＴ－Ｇ７０３－ａに準拠するものの送出電圧は、不平衡７５Ωのインピーダンスを接続して測定した値とします。

別表第９号　光インタフェースを用いる専用回線等端末等の光学的条件

品名又はインタフェース種別	光　出　力
ＩＥＥＥ標準８０２．３（１０ＧＢＡＳＥ－ＳＲ）に準拠するもの	－１．０ｄＢｍ（平均値）以下
ＩＥＥＥ標準８０２．３（１０ＧＢＡＳＥ－ＬＲ）に準拠するもの	０．５ｄＢｍ（平均値）以下
ＩＥＥＥ標準８０２．３（１０ＧＢＡＳＥ－ＥＲ）に準拠するもの	４．０ｄＢｍ（平均値）以下
ＩＥＥＥ標準８０２．３（１００ＧＢＡＳＥ－ＳＲ４）に準拠するもの	２．４ｄＢｍ（平均値）以下
ＩＥＥＥ標準８０２．３（１００ＧＢＡＳＥ－ＬＲ４）に準拠するもの	１０．５ｄＢｍ（平均値）以下
ＭＳＡ（４００Ｇ－ＦＲ４）に準拠するもの	９．３ｄＢｍ（平均値）以下
ＭＳＡ（４００Ｇ－ＬＲ４）に準拠するもの	１１．１ｄＢｍ（平均値）以下
ＩＥＥＥ標準８０２．３（４００ＧＢＡＳＥ－ＬＲ８）に準拠するもの	１３．２ｄＢｍ（平均値）以下
ＩＴＵ－Ｔ標準Ｇ．７０９／Ｇ．９５９．１（４Ｉ１－９Ｄ１Ｆ（ＯＴＵ－４））に準拠するもの	１０．０ｄＢｍ（平均値）以下

別表第１０号　ＳＦＰ＋インタフェースを用いる端末等の電気的条件等

品名又はインタフェース種別	電気的条件等
ＳＦＦ－８４３１　Ｒｅｖ４．１（ＡＰＰＥＮＤＩＸ　Ｆ　１．２５ＧＢＤ）に準拠するもの	

接続	条件
ＶｃｃＴ、ＶｃｃＲ	電圧：３．４６Ｖ以下
ＴＤ＋、ＴＤ－	電圧：１０００ｍＶｐ－ｐ以下
ＳＣＬ、ＳＤＡ	電圧：ＶｃｃＴ／Ｒ＋０．５Ｖ以下 電流：３ｍＡ以下
Ｔｘ＿Ｄｉｓａｂｌｅ ＲＳ０、ＲＳ１	電圧：ＶｃｃＴ＋０．３Ｖ以下

附　　則（平成１１年６月１日 再第４０号）

（実施期日）

第１条　この条件は、平成１１年６月１日から実施します。

（専用回線端末等の接続の技術的条件の経過措置）

第２条　昭和６０年４月１日以降専用設備の端末機器等の技術基準に関する規則（昭和４６年日本電信電話公社公示第７０号）、特定通信回線使用契約に係る技術基準に関する規則（昭和４６年日本電信電話公社公示第６９号）又は専用回線端末等の接続の技術的条件に関する規則（昭和６０年日本電信電話株式会社公告第７号）に規定する２００ｂ／ｓ、４８ｋｂ／ｓの符号品目の専用回線に接続する専用回線端末等（以下「経過措置の適用を受ける専用回線端末等」といいます。）は、次の電気的条件に適合しなければなりません。

（１）　４８ｋｂ／ｓの符号品目のうちＶシリーズインタフェースにあっては、附則別表第１号の条件

（２）　４８ｋｂ／ｓの符号品目のうちＸシリーズインタフェースにあっては、附則別表第２号の条件

（３）　２００ｂ／ｓの符号品目のうちＶシリーズインタフェースにあっては、附則別表第３号の条件

（４）　２００ｂ／ｓの符号品目のうちＸシリーズインタフェースにあっては、附則別表第４号の条件

２　経過措置の適用を受ける専用回線端末等は、電気通信回線に対して直流電圧を加えてはなりません。ただし、前項で規定する場合はこの限りではありません。

第３条　この条件の実施に伴い、次に示す技術的条件を廃止します（平成１１年日本電信電話株式会社再第３８号）。

（１）専用回線端末等の接続の技術的条件

（２）セルリレー端末等の接続の技術的条件

（３）フレームリレー端末等の接続の技術的条件

（４）パケット交換端末等の接続の技術的条件

（５）回線交換端末等の接続の技術的条件

（６）総合ディジタル通信端末等の接続の技術的条件

（７）ノーリンギング通信端末等の接続の技術的条件

（８）空港無線電話端末等の接続の技術的条件

（９）信号監視通信サービス端末等の接続の技術的条件

（１０）加入電信端末等の接続の技術的条件

附　　則（平成１１年７月１日 東技術第９９－１２号）
（実施期日）
１　この条件は、平成１１年７月１日から実施します。

（経過措置）
２　この条件の実施前に、電気通信事業法（以下「法」という。）第５１条第１項で定める郵政省令に基づき、郵政大臣が指定した者の認定を受けた端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末等」という。）については、法第５０条第１項の認定を受けたものとみなします。
二　この条件の実施前に、法第５１条の端末設備の接続の検査または法第５２条の自営電気通信設備の接続の検査を受けた端末等については、この条件の実施による技術的条件にかかわらず、なお従前の例によることとします。
三　前二項において認定または検査を受けた次の端末等は、この条件における次の品名の条件による認定または検査を受けたものとみなします。
（１）加入電信端末等にあっては、メタリックインタフェース（ディジタル）を用いる一般専用サービスの符号品目（５０ｂ／ｓ）
（２）フレームリレー端末等（プラン１の１．５Ｍｂ／ｓでＴＴＣ標準の一次群インタフェースを用いる場合）にあっては、高速ディジタル伝送サービス（ＴＴＣ標準の一次群インタフェースを用いる場合）
（３）セルリレー端末等（アクセス回線にＡＴＭ方式を使用する場合）にあっては、第一種ＡＴＭ専用サービス
（４）セルリレー端末等（アクセス回線に光ファイバ加入者線伝送方式以外のインタフェースを用いるＡＴＭ方式を使用する場合）にあっては、第一種ＡＴＭ専用サービス（光ファイバ加入者線伝送方式以外のインタフェースを用いる場合）

附　　則（平成１１年９月２２日 東技術第９９－９９号）
この条件は、平成１１年９月２２日から実施します。

附　　則（平成１１年１０月１８日 東技術第９９－１６３号）
（実施期日）
１　この条件は、平成１１年１１月１日から実施します。

（経過措置）
２　法第５１条第１項で定める郵政省令に基づき、郵政大臣が指定した者の認定、法第５１条の端末設備の接続の検査、又は法第５２条の自営電気通信設備の接続の検査を受けた次の端末等は、この条件における次の品名の条件による認定、又は検査を受けたものとみなします。
（１）　メタリック伝送路インタフェースの総合デジタル通信端末（ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｇ．９６１ＡｐｐｅｎｄｉｘⅢ（ＴＣＭ方式）の場合）にあっては、メタリックインタフェースを用いるＩＰ接続サービス端末等
（２）　光伝送路インタフェースの総合デジタル通信端末にあっては、光インタフェースを用いるＩＰ接続サービス端末等

附　　則（平成１２年４月７日 東技術第００－９号）
この条件は、平成１２年４月２１日から実施します。

附　　則（平成１２年６月１６日 東技術第００－１５３号）
（実施期日）
１　この条件は、平成１２年７月６日から実施します。

（経過措置）
２　この条件の実施前に、法第５１条第１項で定める郵政省令に基づき、郵政大臣が指定した者の認定、法第５１条の端末設備の接続の検査、又は法第５２条の自営電気通信設備の接続の検査を受けたＩＰ接続サービス端末等は、この条件における第１種ＩＰ通信網サービス端末等の条件による認定、又は検査を受けたものとみなします。

３　法第５１条第１項で定める郵政省令に基づき、郵政大臣が指定した者の認定、法第５１条の端末設備の接続の検査、又は法第５２条の自営電気通信設備の接続の検査を受けた次の端末等は、この条件における次の品名の条件による認定、又は検査を受けたものとみなします。

（１）　メタリック伝送路インタフェースの総合デジタル通信端末（ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｇ．９６１Ａｐｐｅｎｄｉｘ Ⅲ（ＴＣＭ方式）の場合）にあっては、メタリックインタフェースを用いる第１種ＩＰ通信網サービス端末等

（２）　光伝送路インタフェースの総合デジタル通信端末にあっては、光インタフェースを用いる第１種ＩＰ通信網サービス端末等

附　　則（平成１２年９月５日 東技術第００－３３７号）

この条件は、平成１２年９月２６日から実施します。

附　　則（平成１２年９月２７日 東技術第００－４０６号）

この条件は、平成１２年１０月１日から実施します。

附　　則（平成１２年１２月１８日 東技術第００－５７１号）

（実施期日）

１　この条件は、平成１２年１２月２５日から実施します。

（経過措置）

２　この条件の実施前に、法第５１条第１項で定める郵政省令に基づき、郵政大臣が指定した者の認定、法第５１条の端末設備の接続の検査、又は法第５２条の自営電気通信設備の接続の検査を受けたＩＰ接続サービス端末等及び第１種ＩＰ通信網サービス端末等は、この条件におけるＩＰ通信網サービスメニュー１端末等の条件による認定、又は検査を受けたものとみなします。

３　法第５１条第１項で定める郵政省令に基づき、郵政大臣が指定した者の認定、法第５１条の端末設備の接続の検査、又は法第５２条の自営電気通信設備の接続の検査を受けた次の端末等は、この条件における次の品名の条件による認定、又は検査を受けたものとみなします。

（１）　メタリック伝送路インタフェースの総合デジタル通信端末（ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｇ．９６１Ａｐｐｅｎｄｉｘ Ⅲ（ＴＣＭ方式）の場合）にあっては、メタリックインタフェースを用いるＩＰ通信網サービスメニュー１端末等

（２）　光伝送路インタフェースの総合デジタル通信端末にあっては、光インタフェースを用いるＩＰ通信網サービスメニュー１端末等

附　　則（平成１３年１月１５日 東技術第００－６１８号）

この条件は、平成１３年１月２２日から実施します。

附　　則（平成１３年１月２２日 東技術第００－６２７号）

（実施期日）

１　この条件は、平成１３年１月３０日から実施します。

（経過措置）

２　この条件の実施前に設置された、及びこの条件の実施の日以降平成１３年２月２８日までに設置される、この条件におけるＩＰ通信網サービスメニュー４及びＤＳＬ等接続専用サービスの次の方式の条件に適合する事業用電気通信回線設備は、この条件におけるＩＰ通信網サービスメニュー４及びＤＳＬ等接続専用サービスの条件による、法第５１条第１項で定める総務省令に基づく総務大臣が指定した者の認定、法第５１条の端末設備の接続の検査、又は法第５２条の自営電気通信設備の接続の検査を受けたものとみなします。

（１）　ITU-T勧告G.992.1(G.dmt) Annex A、G.992.1(G.dmt) Annex C、G.992.2(G.lite)Annex A、G.992.2(G.lite)Annex Cのいずれかに準拠するADSL方式

（２）　SDSL方式(392kbaud)

（３）　SDSL方式(1160kbaud)

附　　則（平成１３年２月２１日 東技術第００－７０７号）
（実施期日）
１　この条件は、平成１３年２月２３日から実施します。

（経過措置）
２　この条件の実施前に設置された、及びこの条件の実施の日以降平成１３年２月２８日までに設置される、この条件におけるＤＳＬ等接続専用サービスの次の方式の条件に適合する事業用電気通信回線設備は、この条件におけるＤＳＬ等接続専用サービスの条件による、法第５１条第１項で定める総務省令に基づく総務大臣が指定した者の認定、法第５１条の端末設備の接続の検査、又は法第５２条の自営電気通信設備の接続の検査を受けたものとみなします。
（１）　ADSL(CAP)方式（ANSI-TR59準拠）

附　　則（平成１３年３月５日 東技術第００－７３９号）
この条件は、平成１３年３月１６日から実施します。

附　　則（平成１３年３月１６日 東技術第００－７６８号）
この条件は、平成１３年３月２８日から実施します。

附　　則（平成１３年５月１５日 東技術第０１－７０号）
（実施期日）
１　この条件は、平成１３年５月２３日から実施します。
（経過措置）
２　この条件の実施前に、法第５１条第１項で定める総務省令に基づき、総務大臣が指定した者の認定、法第５１条の端末設備の接続の検査、又は法第５２条の自営電気通信設備の接続の検査を受けた次の端末等は、この条件における次の品名の条件による認定、又は検査を受けたものとみなします。
（１）ＩＰ通信網サービスメニュー３（１００ＢＡＳＥ－ＦＸを用いる場合）端末等にあっては、ＩＰ通信網サービスメニュー３（１００ＢＡＳＥ－ＦＸを用いる場合）
（２）ＬＡＮ型通信網サービス第２種サービス（１００ＢＡＳＥ－ＴＸを用いる場合）端末等にあっては、ＬＡＮ型通信網サービス第２種サービス（１００ＢＡＳＥ－ＴＸを用いる場合）

附　　則（平成１３年６月１１日 東技術第０１－１１４号）
（実施期日）
１　この条件は、平成１３年６月２１日から実施します。
（経過措置）
２　この条件の実施前に、法第５１条第１項で定める総務省令に基づき、総務大臣が指定した者の認定、法第５１条の端末設備の接続の検査、又は法第５２条の自営電気通信設備の接続の検査を受けたメタリックインタフェース（ディジタル）を用いる次の端末等は、この条件におけるメタリックインタフェース（ディジタル）を用いる次のインタフェース種別名の条件による認定、又は検査を受けたものとみなします。
（１）高速ディジタル伝送サービス（ＴＴＣ標準の一次群インタフェースを用いる場合）端末等及びＩＰ通信網サービスメニュー２（ＴＴＣ標準の一次群インタフェースを用いる場合）端末等にあっては、ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｉ４３１－ａに準拠するもの
（２）第１種ＡＴＭ専用サービス端末等、第２種ＡＴＭ専用サービス端末等、ＡＴＭデータ通信網サービス端末等及びＩＰ通信網サービスメニュー２端末等にあっては、ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｉ４３２．５に準拠するもの
（３）ＬＡＮ型通信網サービス第２種サービス（１００ＢＡＳＥ－ＴＸを用いる場合）端末等にあっては、ＩＥＥＥ標準８０２．３ｕに準拠するもの（１００ＢＡＳＥ－ＴＸ）

３　この条件の実施前に、法第５１条第１項で定める総務省令に基づき、総務大臣が指定した者の認定、法第５１条の端末設備の接続の検査、又は法第５２条の自営電気通信設備の接続の検査を受けた同軸インタフェースを用いる次の端末等は、この条件における同軸インタフェースを用いる次のインタフェース種別名の条件による認定、又は検査を受けたものとみなします。

（１）第１種ＡＴＭ専用サービス端末等、第２種ＡＴＭ専用サービス端末等、ＡＴＭデータ通信網サービス端末等及びＩＰ通信網サービスメニュー２端末等にあっては、ＩＴＵ－Ｔ勧告Ｇ．７０３に準拠するもの（４５Ｍｂ／ｓ）

（２）高速ディジタル伝送サービス（ＴＴＣ標準の二次群インタフェースを用いる場合）端末等にあっては、ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｇ７０３－ａに準拠するもの

４　この条件の実施前に、法第５１条第１項で定める総務省令に基づき、総務大臣が指定した者の認定、法第５１条の端末設備の接続の検査、又は法第５２条の自営電気通信設備の接続の検査を受けた光インタフェースを用いる次の端末等は、この条件における光インタフェースを用いる次のインタフェース種別名の条件による認定、又は検査を受けたものとみなします。

（１）第１種ＡＴＭ専用サービス（光ファイバ加入者線伝送方式以外のインタフェースを用いる場合）端末等、第２種ＡＴＭ専用サービス（光ファイバ加入者線伝送方式以外のインタフェースを用いる場合）端末等、ＡＴＭデータ通信網サービス端末等及びＩＰ通信網サービスメニュー２端末等にあっては、ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｇ９５７に準拠するもの（１５５Ｍｂ／ｓ（適用伝送路コードＩ－１））又はＡＴＭ－Ｆｏｒｕｍに準拠するもの（１５５Ｍｂ／ｓ）

（２）第１種ＡＴＭ専用サービスの品目（６００Ｍｂ／ｓ）端末等にあっては、ＴＴＣ標準ＪＴ－Ｇ９５７に準拠するもの（６２２Ｍｂ／ｓ（適用伝送路コードＬ－４．１））

（３）ＩＰ通信網サービスメニュー３（１００ＢＡＳＥ－ＦＸを用いる場合）端末等にあっては、ＩＥＥＥ標準８０２．３ｕに準拠するもの（１００ＢＡＳＥ－ＦＸ）

（４）ＬＡＮ型通信網サービス第２種サービス（１０００ＢＡＳＥ－ＳＸを用いる場合）端末等にあっては、ＩＥＥＥ標準８０２．３ｚに準拠するもの（１０００ＢＡＳＥ－ＳＸ）

（５）ＬＡＮ型通信網サービス第２種サービス（１０００ＢＡＳＥ－ＬＸを用いる場合）端末等にあっては、ＩＥＥＥ標準８０２．３ｚに準拠するもの（１０００ＢＡＳＥ－ＬＸ）

附　　則（平成１３年９月１４日 東技術第０１－２８５号）

この条件は、平成１３年９月２８日から実施します。

附　　則（平成１３年１２月１７日 東技術第０１－４４３号）

この条件は、平成１３年１２月２１日から実施します。

附　　則（平成１４年５月２０日 東技術第０２－７８号）

（実施期日）

１　この条件は、平成１４年６月１日から実施します。

附　　則（平成１４年１０月４日　東技術第０２－３０４号）

この条件は、平成１４年１０月９日から実施します。

附　　則（平成１５年７月１０日　東技術第０３－１９１号）

（実施期日）

１　この条件は、平成１５年７月１４日から実施します。

（経過措置）

２　この条件の実施前に、法第５１条第１項で定める総務省令に基づき、総務大臣が指定した者の認定、法第５１条の端末設備の接続の検査、又は法第５２条の自営電気通信設備の接続の検査を受けたメタリックインタフェース（ディジタル）を用いる次の端末等は、この条件におけるメタリックインタフェース（ディジタル）を用いる次のインタフェース種別名の条件による認定、又は検査を受けたものとみなします。

（１）ITU-T勧告G.992.1(G.dmt)Annex C（パイロットトーン及びTTR信号において、拡張性をもたせた方式を含むもの）に準拠する端末等にあっては、ITU-T勧告G.992.1(G.dmt) Amendment1 Annex Cに準拠するもの

附　　則（平成１５年８月２２日　東技術第０３－２５９号）
この条件は、平成１５年９月１８日から実施します。

附　　則（平成１５年１１月１７日　東技術第０３－３９７号）
この条件は、平成１５年１１月２７日から実施します。

附　　則（平成１５年１１月２７日　東技術第０３－４１３号）
この条件は、平成１５年１２月１１日から実施します。

附　　則（平成１６年３月２５日　東技術第０３－６４４号）
（実施期日）
１　この条件は、平成１６年３月３０日から実施します。
（経過措置）
２　この条件の実施前に、法第５１条第１項で定める総務省令に基づき、総務大臣が登録した者の認定、法第５１条の端末設備の接続の検査、又は法第５２条の自営電気通信設備の接続の検査を受けた同軸インタフェースを用いる次の端末等は、この条件における同軸インタフェースを用いる次のインタフェース種別名の条件による認定、又は検査を受けたものとみなします。
（１）映像データ通信網サービスに準拠する端末等にあっては、映像データ通信網サービス（第１種サービス）に準拠するもの

附　　則（平成１６年３月２６日 東技術第０３－６５７号）
（実施期日）
１　この条件は、平成１６年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　この条件の実施前に、法第５１条第１項で定める総務省令に基づき、総務大臣が指定した者の認定、法第５１条の端末設備の接続の検査、又は法第５２条の自営電気通信設備の接続の検査を受けたメタリックインタフェース（ディジタル）を用いる次の端末等は、この条件におけるメタリックインタフェース（ディジタル）を用いる次のインタフェース種別名の条件による認定、又は検査を受けたものとみなします。
（１）G.992.5Annex Aに準拠するADSL方式の端末設備等にあっては、G.992.5Annex Aに準拠するADSL方式
（２）ADSL(CAP)方式 (ANSI-TR59準拠)の端末設備等にあっては、T1 TR-59：CAP ADSL (FDM)方式
（３）ADSL(TDD-QAM)方式の端末設備等にあっては、Reach DSL V2[+10dBm版]方式
（４）SDSL方式(1)(392kbaud)の端末設備等にあっては、2B1Q SDSL方式(392kbaud)方式
（５）SDSL方式(2)(1160kbaud)の端末設備等にあっては、2B1Q SDSL方式(1160kbaud)方式

附　　則（平成１６年６月２日　東技術第０４－９３号）
この条件は、平成１６年６月８日から実施します。

附　　則（平成１６年７月１４日　東技術第０４－１７５号）
この条件は、平成１６年７月２７日から実施します。

附　　則（平成１６年１０月２１日　東技術第０４－３２９号）
この条件は、平成１６年１０月２９日から実施します。

附　　則（平成１７年１０月５日　東技術第０５－２９１号）

（実施期日）

１　この条件は、平成１７年１１月８日から実施します。

（経過措置）

２　この条件の実施前に、法第６９条第１項に基づく認定、法第６９条の端末設備の接続の検査、又は法第７０条の自営電気通信設備の接続の検査を受けたメタリックインタフェース（ディジタル）を用いる次の端末等は、この条件におけるメタリックインタフェース（ディジタル）を用いる次のインタフェース種別名の条件による認定、又は検査を受けたものとみなします。

（１）クワッドスペクトルADSL DBM/FBM (FDM)方式の端末設備等にあっては、DSL-SM-6方式
（２）クワッドスペクトルADSL DBM (OL) 方式の端末設備等にあっては、DSL-SM-63方式
（３）LD-TIF1 方式の端末設備等にあっては、DSL-SM-61方式
（４）Reach DSL V2[+10dBm版]方式（東技術第０３－６５７号（平成１６年３月２６日)の経過措置により認定、又は検査を受けたものとみなされたものを含む）の端末設備等にあっては、DSL-SM-1方式
（５）Reach DSL V2[+12dBm版]方式の端末設備等にあっては、DSL-SM-8方式
（６）Reach DSL V2.2[69kシンボル/秒]方式の端末設備等にあっては、DSL-SM-9方式
（７）Reach DSL V2.2[92kシンボル/秒]方式の端末設備等にあっては、DSL-SM-10方式
（８）Reach DSL V2.2[138kシンボル/秒]方式の端末設備等にあっては、DSL-SM-11方式
（９）クワッドスペクトルADSL-オーバラップ方式の端末設備等にあっては、DSL-SM-7方式
(10) クワッドスペクトルADSL DBM (FDM) EU-TIF64方式の端末設備等にあっては、DSL-SM-50方式
(10) G.992.1 Annex I DBM (FDM) EU-TIF64方式の端末設備等にあっては、DSL-SM-48方式
(12) G.992.1 Annex C DBM (FDM) EU-TIF64方式の端末設備等にあっては、DSL-SM-47方式
(13) クワッドスペクトルADSL DBM (OL) EU-64方式の端末設備等にあっては、DSL-SM-99方式
(14) G.992.1 Annex I DBM (OL) EU-64方式の端末設備等にあっては、DSL-SM-97方式
(15) クワッドスペクトルADSL DBM (OL) EU-S96方式の端末設備等にあっては、DSL-SM-149方式
(16) クワッドスペクトルADSL DBM (FDM) EU-S96方式の端末設備等にあっては、DSL-SM-146方式
(17) G.992.1 Annex I DBM (OL) EU-S96方式の端末設備等にあっては、DSL-SM-148方式
(18) G.992.1 Annex I DBM (FDM) EU-S96方式の端末設備等にあっては、DSL-SM-145方式
(19) クワッドスペクトルADSL DBM (OL) EU-S112方式の端末設備等にあっては、DSL-SM-155方式
(20) クワッドスペクトルADSL DBM (FDM) EU-S112方式の端末設備等にあっては、DSL-SM-152方式

３　附則（再第４０号（平成１１年６月１日））の第２条（専用回線端末等の接続の技術的条件の経過措置）中「Ｄ－３、Ｅ－１、Ｇ－２、Ｉ－２、４８ｋＨｚ及び２４０ｋＨｚの帯域品目、１００ｂ／ｓ、２００ｂ／ｓ、３００ｂ／ｓ、１，２００ｂ／ｓ、　４８ｋｂ／ｓ」を「Ｉ－２、４８ｋＨｚ及び２４０ｋＨｚの帯域品目、１００ｂ／ｓ、２００ｂ／ｓ、１，２００ｂ／ｓ、　４８ｋｂ／ｓ」に、「（１）　Ｄ－３、Ｅ－１、Ｇ－２、Ｉ－２、４８ｋＨｚ及び２４０ｋＨｚの帯域品目にあっては、附則別表第１号の条件」を「（１）　Ｉ－２、４８ｋＨｚ及び２４０ｋＨｚの帯域品目にあっては、附則別表第１号の条件」に、「（４）　２００ｂ／ｓ、３００ｂ／ｓ及び１，２００ｂ／ｓの符号品目のうちＶシリーズインタフェースにあっては、附則別表第４号の条件」を「（４）　２００ｂ／ｓ及び１，２００ｂ／ｓの符号品目のうちＶシリーズインタフェースにあっては、附則別表第４号の条件」に、「（５）　２００ｂ／ｓ、３００ｂ／ｓ及び１，２００ｂ／ｓの符号品目のうちＸシリーズインタフェースにあっては、附則別表第５号の条件」を「（５）　２００ｂ／ｓ及び１，２００ｂ／ｓの符号品目のうちＸシリーズインタフェースにあっては、附則別表第５号の条件」に改めます。

４　附則別表第１号の表と注記を次のとおり改めます。

<table>
<tr><th>品名</th><th>使用目的</th><th colspan="2">周波数帯域</th><th>送出電力、送出電流、送出電圧等</th><th>インピーダンス等</th></tr>
<tr><td rowspan="5">Ｉ－２</td><td rowspan="5">写真・模写伝送</td><td colspan="2">６０．１５ｋＨｚから１０３．８３ｋＨｚまで及び１０４．３３ｋＨｚから１０７．７ｋＨｚまで</td><td>－５ｄＢｍ（平均レベル）以下
（この周波数帯域内の送出電力をＰ５ｄＢｍとします。）</td><td rowspan="5">－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">不要送出レベル</td><td>４８ｋＨｚ以下の各４ｋＨｚ帯域</td><td>（Ｐ５－４０）ｄＢｍ以下</td></tr>
<tr><td>４８ｋＨｚから６０．１５ｋＨｚまでの各４ｋＨｚ帯域</td><td rowspan="2">（Ｐ５－３０）ｄＢｍ以下</td></tr>
<tr><td>１０７．７ｋＨｚから１３４ｋＨｚまでの各４ｋＨｚ帯域</td></tr>
<tr><td>１３４ｋＨｚ以上の各４ｋＨｚ帯域</td><td>（Ｐ５－４０）ｄＢｍ以下</td></tr>
<tr><td rowspan="5">４８ｋＨｚ</td><td rowspan="5">－</td><td colspan="2">６０．１５ｋＨｚから１０３．８３ｋＨｚまで及び１０４．３３ｋＨｚから１０７．７ｋＨｚまで</td><td>－１５ｄＢｍ（平均レベル）以下
（この周波数帯域内の送出電力をＰ７ｄＢｍとします。）</td><td rowspan="5">－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">不要送出レベル</td><td>４８ｋＨｚ以下の各４ｋＨｚ帯域</td><td>（Ｐ７－４０）ｄＢｍ以下</td></tr>
<tr><td>４８ｋＨｚから６０．１５ｋＨｚまでの各４ｋＨｚ帯域</td><td rowspan="2">（Ｐ７－３０）ｄＢｍ以下</td></tr>
<tr><td>１０７．７ｋＨｚから１３４ｋＨｚまでの各４ｋＨｚ帯域</td></tr>
<tr><td>１３４ｋＨｚ以上の各４ｋＨｚ帯域</td><td>（Ｐ７－４０）ｄＢｍ以下</td></tr>
<tr><td rowspan="5">２４０ｋＨｚ</td><td rowspan="5">－</td><td colspan="2">３１２．３ｋＨｚから５４７．６７ｋＨｚまで及び５４８．１７ｋＨｚから５５１．８５ｋＨｚまで</td><td>－８ｄＢｍ（平均レベル及び単一周波数レベル）以下
（この周波数帯域内の送出電力をＰ８ｄＢｍとします。）</td><td rowspan="5">－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">不要送出レベル</td><td>２８８ｋＨｚ以下の各４ｋＨｚ帯域</td><td>（Ｐ８－４７）ｄＢｍ以下</td></tr>
<tr><td>２８８ｋＨｚから３１２．３ｋＨｚまでの各４ｋＨｚ帯域</td><td rowspan="2">（Ｐ８－３７）ｄＢｍ以下</td></tr>
<tr><td>５５１．８５ｋＨｚから５７２ｋＨｚまでの各４ｋＨｚ帯域</td></tr>
<tr><td>５７２ｋＨｚ以上の各４ｋＨｚ帯域</td><td>（Ｐ８－４７）ｄＢｍ以下</td></tr>
</table>

注１　ｄＢｍ値表示のものは、Ｉ－２、４８ｋＨｚでは平衡７５Ωのインピーダンスを、２４０ｋＨｚでは不平衡７５Ωのインピーダンスをそれぞれ接続して測定した値とします。

２　平均レベルとは、専用回線端末等の使用状態における平均的なレベル（実効値）、単一周波数レベルとは、周波数帯域内における１の周波数成分のレベル（実効値）をいいます。

５　附則別表第４号の表題の「 、３００ｂ／ｓ」を削り、表を次のとおり改めます。

品　　名	送　出　電　圧	受信側インピーダンス	開放電圧
２００ｂ／ｓ	１５Ｖ以下	３ｋΩ以上	送信側２５Ｖ以下 受信側　２Ｖ以下
１，２００ｂ／ｓ			

６　附則別表第５号の表題の「、 ３００ｂ／ｓ」を削り、表を次のとおり改めます。

品　　名	送　出　電　圧	受信側インピーダンス	開放電圧
２００ｂ／ｓ	１０Ｖ以下	１００Ω以上	送信側１２Ｖ以下 受信側　３Ｖ以下
１，２００ｂ／ｓ			

７　附則別表第８号の表を次のとおり改めます。

専用回線端末等の種類	測定周波数	漏話減衰量
Ｉ－２及び４８ｋＨｚに接続するもの	８４ｋＨｚ	７０ｄＢ以上
２４０ｋＨｚに接続するもの	４２０ｋＨｚ	

附　　則（平成１８年６月９日　東技術第０６－１０７号）

（実施期日）

１　この条件は、平成１８年７月４日から実施します。

２　附則（再第４０号（平成１１年６月１日））の第２条（専用回線端末等の接続の技術的条件の経過措置）第１項中「Ｉ－２、４８ｋＨｚ及び２４０ｋＨｚの帯域品目」を「４８ｋＨｚの帯域品目」に、「（１）Ｉ－２、４８ｋＨｚ及び２４０ｋＨｚの帯域品目にあっては、附則別表第１号の条件」を　「（１）　４８ｋＨｚの帯域品目にあっては、附則別表第１号の条件」に改め、第３項中「Ｉ－２、４８ｋＨｚ及び２４０ｋＨｚの帯域品目」を「４８ｋＨｚの帯域品目」に、「Ｉ－２の帯域品目については－２０ｄＢ、４８ｋＨｚ及び２４０ｋＨｚの帯域品目については－３０ｄＢで」を「－３０ｄＢを」に改めます。

３　附則別表第１号の表と注記を次のとおり改めます。

<table>
<tr><th>品名</th><th>使用目的</th><th colspan="2">周波数帯域</th><th>送出電力、送出電流、送出電圧等</th><th>インピーダンス等</th></tr>
<tr><td rowspan="5">４８ｋＨｚ</td><td rowspan="5">－</td><td colspan="2">６０．１５ｋＨｚから１０３．８３ｋＨｚまで及び１０４．３３ｋＨｚから１０７．７ｋＨｚまで</td><td>－１５ｄＢｍ（平均レベル）以下（この周波数帯域内の送出電力をＰ７ｄＢｍとします。）</td><td rowspan="5">－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">不要送出レベル</td><td>４８ｋＨｚ以下の各４ｋＨｚ帯域</td><td>（Ｐ７－４０）ｄＢｍ以下</td></tr>
<tr><td>４８ｋＨｚから６０．１５ｋＨｚまでの各４ｋＨｚ帯域</td><td rowspan="2">（Ｐ７－３０）ｄＢｍ以下</td></tr>
<tr><td>１０７．７ｋＨｚから１３４ｋＨｚまでの各４ｋＨｚ帯域</td></tr>
<tr><td>１３４ｋＨｚ以上の各４ｋＨｚ帯域</td><td>（Ｐ７－４０）ｄＢｍ以下</td></tr>
</table>

注１　ｄＢｍ値表示のものは、平衡７５Ωのインピーダンスを接続して測定した値とします。
　２　平均レベルとは、専用回線端末等の使用状態における平均的なレベル（実効値）をいいます。

４　附則別表第７号の表を次のとおり改めます。

品　　名	監視信号周波数
４８ｋＨｚ	１０４．０８ｋＨｚ（確度１Ｈｚ）

５　附則別表第８号の表を次のとおり改めます。

専用回線端末等の種類	測定周波数	漏話減衰量
４８ｋＨｚに接続するもの	８４ｋＨｚ	７０ｄＢ以上

附　　則（平20年7月11日　東IT技第08－133号）

（実施期日）

１　この条件は、平成20年7月18日から実施します。

附　　則（平22年3月26日　東IT技第 09－421号）

（実施期日）

１　この条件は、平成22年4月1日から実施します。

附　　則（平23年3月22日　東IT技第 10－7227号）

（実施期日）

１　この条件は、平成23年4月1日から実施します。

２　附則（再第４０号（平成１１年６月１日））の第２条（専用回線端末等の接続の技術的条件の経過措置）第１項中「、１００ｂ／ｓ」、「、１，２００ｂ／ｓ」及び「（６）１００ｂ／ｓ符号品目にあっては、附則別表第６号の条件」を削除し、「（４）　２００ｂ／ｓ及び１，２００ｂ／ｓの符号品目のうちＶシリーズインタフェースにあっては、附則別表第４号の条件」を「（４）　２００ｂ／ｓの符号品目のうちＶシリーズインタフェースにあっては、附則別表第４号の条件」に、「（５）　２００ｂ／ｓ及び１，２００ｂ／ｓの符号品目のうちＸシリーズインタフェースにあっては、附則別表第５号の条件」を「（５）　２００ｂ／ｓの符号品目のうちＸシリーズインタフェースにあっては、附則別表第５号の条件」に改めます。同条第３項中「附則別表第７号」を「附則別表第６号」に、第３条中「附則別表第８号」を「附則別表第７号」に、第４条中「附則別表第９号」を「附則別表第８号」に改めます。

３　附則別表第４号の表題の「 、１２００ｂ／ｓ」を削り、表を次のとおり改めます。

品　　名	送　出　電　圧	受信側インピーダンス	開放電圧
２００ｂ／ｓ	１５Ｖ以下	３ｋΩ以上	送信側２５Ｖ以下 受信側　２Ｖ以下

４　附則別表第５号の表題の「、 １２００ｂ／ｓ」を削り、表を次のとおり改めます。

品　　名	送　出　電　圧	受信側インピーダンス	開放電圧
２００ｂ／ｓ	１０Ｖ以下	１００Ω以上	送信側１２Ｖ以下 受信側　３Ｖ以下

５　附則別表第６号「一般専用サービスの符号品目１００ｂ／Ｓの電気的条件」を削除し、「附則別表第７号」を「附則別表第６号」に、「附則別表第８号」を「附則別表第７号」に、「附則別表第９号」を「附則別表第８号」に改めます。

（経過措置）

６　平成２４年３月３１日までに、法第６９条第１項の総務省令に基づく認定、法第６９条第１項の規定による端末設備の接続の検査、法第７０条第２項の規定による自営電気通信設備の接続の検査、又は法第６３条第３項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行った或いは行うデータコネクト端末等については、メタリックインタフェースを用いるものについては第８条、光インタフェースを用いるものについては第１２条の条件による認定、又は検査を受けたものとみなします。

７　この条件実施の日から平成２５年３月３１日までに、この条件の実施後の技術的条件により、法第６９条第１項の総務省令に基づく認定、法第６９条第１項の規定による端末設備の接続の検査、又は法第７０条第２項の規定による自営電気通信設備の接続の検査を行うデータコネクト端末等については、メタリックインタフェースを用いるものについては第８条、光インタフェースを用いるものについては第１２条において、端末設備等規則第３２条の４を準用しないことができます。

附　　則（平24年6月27日　東IT技第 12－109号）

（実施期日）

１　この条件は、平成24年8月1日から実施します。

２　附則（再第４０号（平成11年6月1日））の第４条、第５条、第６条を削除し、第７条を第４条に改めます。

３　附則別表８号と注記を削除します。

附　　則（平25年8月23日　東IT技第 13－0193号）

（実施期日）

１　この条件は、平成25年10月1日から実施します。

２　附則（再第４０号（平成１１年６月１日））の第２条（専用回線端末等の接続の技術的条件の経過措置）第１項中「４８ｋＨｚの帯域品目、 」及び「（１）　４８ｋＨｚの帯域品目にあっては、附則別表第１号の条件」を削除し、「（２）　４８ｋｂ／ｓの符号品目のうちＶシリーズインタフェースにあっては、附則別表第２号の条件」を「（１）　４８ｋｂ／ｓの符号品目のうちＶシリーズインタフェースにあっては、附則別表第１号の条件」に、「（３）　４８ｋｂ／ｓの符号品目のうちＸシリーズインタフェースにあっては、附則別表第３号の条件」を「（２）　４８ｋｂ／ｓの符号品目のうちＸシリーズインタフェースにあっては、附則別表第２号の条件」に、「（４）　２００ｂ／ｓの符号品目のうちＶシリーズインタフェースにあっては、附則別表第４号の条件」を「（３）　２００ｂ／ｓの符号品目のうちＶシリーズインタフェースにあっては、附則別表第３号の条件」に、「（５）　２００ｂ／ｓの符号品目のうちＸシリーズインタフェースにあっては、附則別表第５号の条件」を「（４）　２００ｂ／ｓの符号品目のうちＸシリーズインタフェースにあっては、附則別表第４号の条件」に改め、第２条第３項及び第３条を削除し、第４条を第３条に改めます。

３　附則別表第１号、附則別表第６号及び附則別表第７号を削除し、附則別表第２号を附則別表第１号に、附則別表第３号を附則別表第２号に、附則別表第４号を附則別表第３号に、附則別表第５号を附則別表第４号に改めます。

附　　則（平27年3月13日　東IT技第 14－00360号）

（実施期日）

１　この条件は、平成27年4月6日から実施します。

附　　則（平28年5月23日　東IT技第 16－00074号）

（実施期日）

１　この条件は、平成28年7月14日から実施します。

附　　則（2019年7月29日 東デ革DI戦第　19-00006号）

（実施期日）

１　この条件は、2019年9月4日から実施します。

附　　則（2019年10月18日 東デ革DI戦第　19-00044号）
（実施期日）
1　この条件は、2019年11月26日から実施します。

附　　則（2021年2月9日 東デ革DI戦第　20-00106号）
（実施期日）
1　この条件は、2021年3月1日から実施します。

附　　則（2021年3月22日 東デ革DI戦第　20-00133号）
（実施期日）
1　この条件は、2021年4月12日から実施します。

附　　則（2022年12月23日 東デ革DI戦第　22-00139号）
（実施期日）
1　この条件は、2023年1月20日から実施します。

附　　則（2024年10月24日 東ＤイO00200002753-01号）
（実施期日）
1　この条件は、2024年12月1日から実施します。

附則別表第１号　４８ｋｂ／ｓ（Ｖシリーズインタフェース）の電気的条件

送出電圧		開放電圧	インピーダンス		符号回路等の対地抵抗等
符号回路等	符号回路等以外	符号回路等以外	符号回路等	符号回路等以外	
線間電圧 ０．６６Ｖ以下	対地電圧 １５Ｖ以下	送信側 ２５Ｖ以下 受信側 ２Ｖ以下	受信側 ９０Ω以上	受信側 ３ｋΩ以上	対地抵抗 １３５Ω以上 対地電圧の和 送信側 １．２Ｖ以下

注１　符号回路等とは、４８Ｋｂ／ｓ専用平衡複流回路に接続する回路をいいます。
２　符号回路等の送出電圧は、９０Ωから１１０Ωまでの負荷抵抗に対する値とします。
３　符号回路等の受信側インピーダンスは、０．４４Ｖから０．６６Ｖまでの印加電圧で測定した直流抵抗値とします。
４　符号回路等の対地抵抗は、両線間を短絡した状態で測定した直流抵抗値とします。
５　符号回路等の送信側の対地電圧の和は、両線間を１００Ωの抵抗で終端した状態で測定した当該抵抗の各片端の直流対地電圧の絶対値の和とします。
６　符号回路等以外の回路の送出電圧は、３ｋΩから７ｋΩまでの負荷抵抗に対する値とします。
７　符号回路等以外の回路の受信側インピーダンスは、３Ｖから１５Ｖまでの印加電圧で測定した直流抵抗値とします。

附則別表第２号　４８ｋｂ／ｓ（Ｘシリーズインタフェース）の電気的条件

送出電圧	開　　放　　電　　圧	受信側インピーダンス
１０Ｖ以下	送信側１２Ｖ以下　　受信側３Ｖ以下	１００Ω以上

注１　専用回線と専用回線端末等の接続点との名称は次によります。

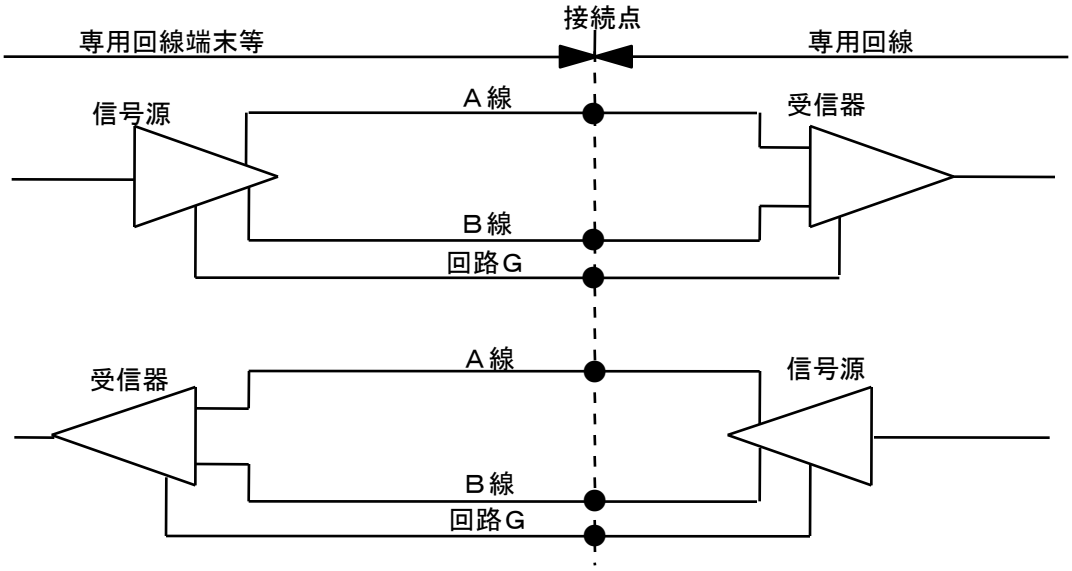

２　送出電圧は、Ａ線とＢ線、Ａ線と回路Ｇ及びＢ線と回路Ｇとの間の３．９ｋΩの負荷抵抗に対する値をいいます。
３　開放電圧は、Ａ線とＢ線、Ａ線と回路Ｇ及びＢ線と回路Ｇとの間の回路開放時の電圧とします。
４　受信側インピーダンスは、Ａ線と回路Ｇを短絡し、Ａ線とＢ線との間に－１０Ｖから＋１０Ｖまでの電圧を印加して測定した直流抵抗値及びＢ線と回路Ｇを短絡し、Ａ線とＢ線との間に－１０Ｖから＋１０Ｖまでの電圧を印加して測定した直流抵抗値とします。

附則別表第３号　一般専用サービスの符号品目（２００ｂ／ｓ）の電気的条件（Ｖシリーズインタフェースを用いる場合）

品　　名	送　出　電　圧	受信側インピーダンス	開放電圧
２００ｂ／ｓ	１５Ｖ以下	３ｋΩ以上	送信側２５Ｖ以下 受信側　２Ｖ以下

注１　送出電圧は、３ｋΩから７ｋΩまでの負荷抵抗に対する値とします。
２　受信側インピーダンスは、３Ｖから１５Ｖまでの印加電圧で測定した直流抵抗値とします。

附則別表第４号　一般専用サービスの符号品目（２００ｂ／ｓ）の電気的条件（Ｘシリーズインタフェースを用いる場合）

品　　名	送　出　電　圧	受信側インピーダンス	開放電圧
２００ｂ／ｓ	１０Ｖ以下	１００Ω以上	送信側１２Ｖ以下 受信側　３Ｖ以下

注１　専用回線と、専用回線端末等との接続点の名称は次によります。

①ＩＣ用平衡複流回路の場合

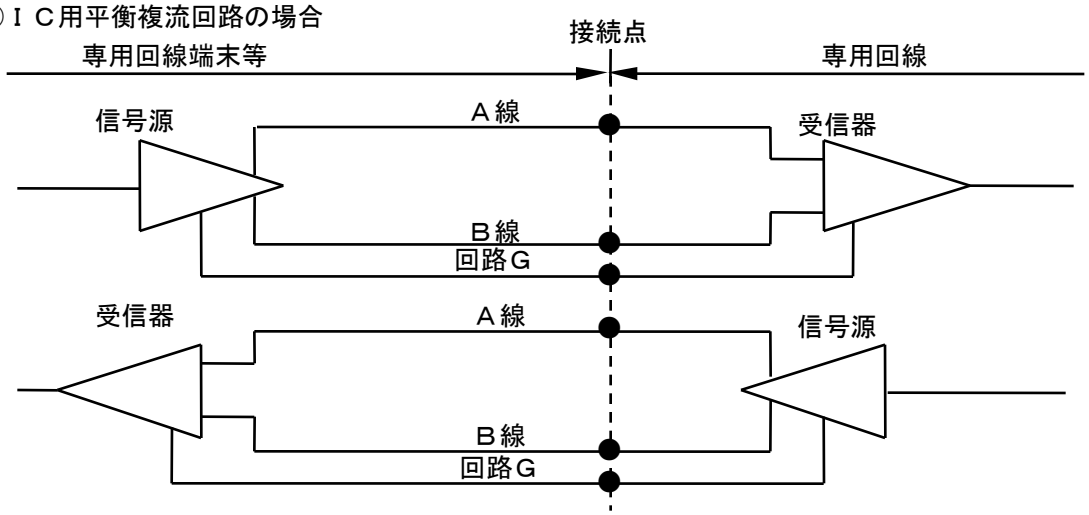

②ＩＣ用不平衡複流回路の場合

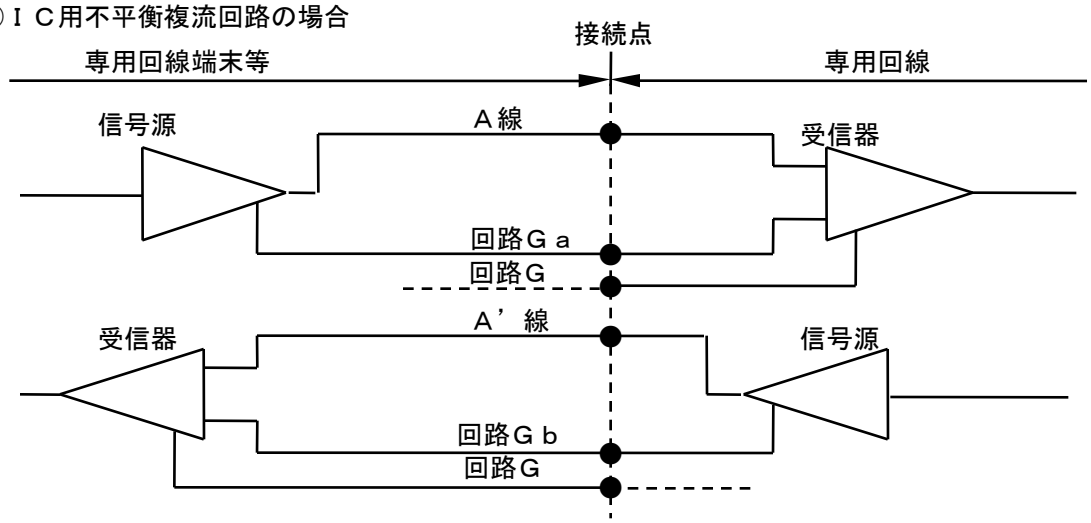

２　送出電圧とは、ＩＣ用平衡複流回路を使用するものにあっては、Ａ線とＢ線、Ａ線と回路Ｇ及びＢ線と回路Ｇとの間、ＩＣ用不平衡複流回路を使用するものにあっては、Ａ線と回路Ｇａ、Ａ線と回路Ｇ及び回路Ｇａと回路Ｇとの間に３．９ｋΩの抵抗を接続して測定した電圧をいいます。

３　開放電圧とは、ＩＣ用平衡複流回路を使用するものにあっては、Ａ線とＢ線、Ａ線と回路Ｇ及びＢ線と回路Ｇとの間、ＩＣ用不平衡複流回路を使用するものにあっては、Ａ線と回路Ｇａ、Ａ’線と回路Ｇｂ、Ａ線と回路Ｇ、Ａ’線と回路Ｇ、回路Ｇａと回路Ｇ及び回路Ｇｂと回路Ｇとの間を開放した時の電圧をいいます。

４　受信側インピーダンスとは、ＩＣ用平衡複流回路を使用するものにあっては、Ａ線と回路Ｇを短絡し、Ａ線とＢ線との間に－１０Ｖから＋１０Ｖまでの電圧を印加して測定した直流抵抗値及びＢ線と回路Ｇを短絡し、Ａ線とＢ線との間に－１０Ｖから＋１０Ｖまでの電圧を印加して測定した直流抵抗値をいい、ＩＣ用不平衡複流回路を使用するものにあっては、Ａ’線と回路Ｇを短絡し、回路Ｇｂと回路Ｇとの間に－１０Ｖから＋１０Ｖまでの電圧を印加して測定した直流抵抗値及び回路Ｇｂと回路Ｇを短絡し、Ａ’線と回路Ｇとの間に－１０Ｖから＋１０Ｖまでの電圧を印加して測定した直流抵抗値をいいます。